

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として就労していたところ、同年〇月〇日、タクシー乗務中、交差点を直進する際、左側から一時停止を無視して進入してきた乗用車と衝突し、負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C病院に受診し「外傷性頸部症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同病院で療養を継続するとともに、D病院においても療養を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日のD病院での受診及び同年〇月〇日のC病院での受診について、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害との間に因果関係が認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病による受診に係る療養補償給付の請求について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件災害後に受診したD病院及びC病院での療養の必要性を主張するので、以下検討する。

(1) 平成〇年〇月〇日のD病院受診状況について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「①請求人は、腕を曲げると、前腕がしびれ、運動がしづらいと申し立て、筋電図を希望、②しびれであり、新たな外傷ではないことから、筋電図の適応はない旨を説明、③平成〇年〇月〇日の受診時に渡しているC病院への紹介状に沿って受診するよう説明、④平成〇年〇月〇日以降、当病院麻酔科で診療している」旨述べている。

以上のとおり、平成〇年〇月〇日におけるD病院での受診については、投薬・処置等は行われず、次回の受診指示等もなかったことから、当審査会としては、当該診療について、本件傷病による療養の必要性は認められないものと判断する。

(2) 次に、平成〇年〇月〇日のC病院の受診状況について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「①請求人は、ペインクリニックに通院していたが、頸全体が硬直した感じになる、便秘等、ボーンとして文章が読めないと自訴、②当日の治療が本件災害を含む過去の交通事故に係る傷病の治療かについての判断は困難、③心療内科受診を指示し、紹介状を作成するも受診せず、D病院にも紹介、④残存する左肘付近のしびれ、頸部痛の原因は、頸椎症と外傷及び請求人の性格が関与すると思われる」と述べ、本件傷病による療養の必要性を認めていない。また、同日付外来診療記録においても、「既に症状固定の状態で、後遺症で改善の見込みはないと請求人に説明」と記載されており、

さらに同医師は、上記意見書においても、「平成〇年〇月〇日に、請求人に症状固定の状態と考えられると説明した」と述べている。

以上のとおり、平成〇年〇月〇日のC病院の受診については、本件傷病は既に症状固定の状態であり、投薬・処置等もなく、後遺症で改善の見込みはないとされているものであり、当審査会としては、本件傷病による療養の必要性は認められないものと判断する。

- (3) なお、請求人は、上記意見書において、C病院の新たな医学的所見による診断であり、本件災害及び平成〇年〇月〇日の交通事故以降の症状所見は明らかに増悪したものであると判断される旨述べている。しかし、同院の平成〇年〇月〇日付け受診に係る診療報酬明細書には、傷病名に「外傷性頸部症候群」に加えて「頸部脊柱管狭窄症の疑い」と記載されており、このことは、当日画像診断を行うための処置を実施した趣旨であると推認されるものである。事実、F医師の同年〇月〇日付け障害給付請求用診断書には、「①他覚的異常はない、②保存的治療を行ったが、症状は、ほぼ不变、③残存の原因について、画像検査では特定できず」と記述されており、さらに、療養補償給付請求書の同年〇月〇日付け証明として、傷病名「外傷性頸部症候群」、傷病の経過「不变」と記載されているところであり、症状増悪と判断するに足る医学的所見は認められないものである。
- (4) 以上のように、平成〇年〇月〇日のD病院受診及び同年〇月〇日のC病院受診については、いずれも本件傷病による療養の必要性に基づく受診であるとは認められないことから、療養補償給付の支給対象とはならないものと判断する。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。